

感染症危険情報（レベル3及び2）

全世界に対する感染症危険情報の発出  
（レベルの引き上げ又は維持）

2020年3月31日

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染者数とこれによる死亡者数については、世界的に急激な増加が見られ、世界保健機関（WHO）は、3月11日、この感染症の拡大がパンデミックと形容されると評価しました。その後も感染は世界的な広がりを見せており、3月31日現在、新型コロナウイルス感染症による感染者は累計で176ヶ国・地域、約76万人以上となっています。
- 2 また、感染拡大のスピードが加速しています。世界全体の感染者が最初の10万人に達するまで60日以上かかりました。しかし、20万人に達するまでは11日、30万人に達するまでは4日と加速し、直近ではわずか2日間で10万人増加しています。また、幾つかの国々では、連日、数百人規模で死者数が増加しており、重症者に対する十分な医療体制が追いつかない事態も発生しています。
- 3 日本においては、この10日余り、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人を超えて確認されており、これら帰国・入国者が、国内で陽性と確認された事例全体に占める割合も3月下旬では4人に1人となっています。
- 4 これらの状況を総合的に勘案し、以下の2つの措置をとります（詳細以下「危険度」）。
  - （1）1万人あたりの感染者数、海外からの移入例等を考慮し、49か国・地域に対し、感染症危険情報レベルをレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げ。
  - （2）レベル3の国・地域を除く、全世界に対し、感染症危険情報レベルをレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）に引き上げ。
- 5 今後も、新型コロナウイルスの感染の拡大の状況等を踏まえて、①感染症危険情報、危険情報の二つの情報のレベルの不断の見直し、②関係省庁と連携した水際措置の実施、③邦人の安全確保のために必要な情報の外務省ホームページや領事メールによる提供、④在外公館による在留邦人や海

外渡航者のできる限りの支援，などを通じ，皆様の安全確保と必要な支援に万全を期していく考えです。

- 6 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては，感染の地理的拡大の可能性に注意し，現地の状況が悪化する可能性も念頭に，各国の出入国規制や検疫措置の強化に関する最新情報を確認するとともに，感染予防に万全を期してください。

### 危険度

(1)

(アジア) インドネシア，韓国全土，シンガポール，タイ，台湾，中国全土，フィリピン，ブルネイ，ベトナム，マレーシア

(大洋州) オーストラリア，ニュージーランド

(北米) カナダ，米国

(中南米) エクアドル，ドミニカ国，チリ，パナマ，ブラジル，ボリビア

(欧州) アルバニア，アルメニア，英国，北マケドニア，キプロス，ギリシャ，クロアチア，コソボ，スロバキア，セルビア，チェコ，ハンガリー，フィンランド，ブルガリア，ポーランド，ボスニア・ヘルツェゴビナ，モルドバ，モンテネグロ，ラトビア，リトアニア，ルーマニア

(中東) イスラエル，エジプト，トルコ，バーレーン

(アフリカ) コートジボワール，コンゴ民主共和国，モーリシャス，モロッコ  
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(レベル引き上げ)

(2)

(欧州) アイスランド，アイルランド，アンドラ，イタリア，エストニア，オーストリア，オランダ，サンマリノ，スイス，スウェーデン，スペイン，スロベニア，デンマーク，ドイツ，ノルウェー，バチカン，フランス，ベルギー，ポルトガル，マルタ，モナコ，リヒテンシュタイン，ルクセンブルク，

(中東) イラン

レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)(継続)

(3) 上記(1)に含まれる国を除く現在感染症危険情報レベル1の全ての国・地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(レベル引き上げ)

(4) カタール

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(継続)

感染がさらに拡大する可能性があるので、最新情報入手し、感染予防に努めてください。

#### 参考

○海外安全ホームページ：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

( <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html> )

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は、以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。